

第4回市史講座ミニレポート：平成28年7月23日（土）

「堀尾氏の出雲・隠岐支配」

講師：佐々木倫朗先生（大正大学文学部教授）



佐々木先生は、はじめに、堀尾氏は忠晴の代で改易となり、藩主家は断絶、家臣団の多くが出雲・隠岐から離れたことなどで堀尾家伝来文書と松江での藩政文書・家臣団文書など関係史料が散逸・消滅し、これが研究を進める上で問題点であると指摘されました。

そして、堀尾家からの発給文書も伝来が乏しいのが現状だが、そのような中、近年では石井悠氏・福井将介氏による資料収集などの成果があり、今回の発表は福井氏による「堀尾氏関係文書の収集」の成果としてまとめられたものを基本にした、と話されました。

先生は、これら史料収集の成果を基に、天正18年（1590）から寛永15年（1633）までの約90年余りの間に堀尾氏に関係のある人物が発給した文書を、年代と人物別に一覧表にされました。これら関係人物は堀尾吉晴・忠氏・忠晴の三代のほか、仕置役を務めた堀尾家親族と有力家臣から発給された文書とともに年代別に比較し、堀尾氏の領国支配の様相を解説されました。

吉晴の浜松時代は発給文書自体が少なく、弟と思われる堀尾泰勝が発した文書が多いのが特徴だそうです。領主としての領国支配は豊臣から徳川へ時代が変動する中、親族に代行させていたと考えられるとのことでした。

次いで関ヶ原合戦後、慶長5年（1600）に出雲・隠岐両国主となった忠氏は、領国支配の体制整備をおこなったと思われます。このことは入国した忠氏が、翌年4月を中心に重臣達と共に文書発給を集中して行っていることから窺えるとのこと。父吉晴は兵松時代から文書発給は少なく、出雲入国後は見受けられませんが、出雲大社の遷宮に関わる発給文書が比較的多いのは豊臣氏の保護下で行われたことが影響しているのではないかとのことです。

約30年間の忠晴の治世下も発給文書は少ないのですが、成人して自ら政治を行おうとする意図があったのか、元和6年（1620）以降、わずかに増加していることが見られます。

これらのように領主自身が発給する文書が少ない場合、支配を代行した重臣の発給文書が重要となります。表の年代順で且つ、そのときの当主、後見は誰であったかを区分し、説明されました。

(1)慶長6から9年→出雲隠岐入国、忠氏当主期、寺社領寄進を多く発給。(2)慶長12年から元和6年→忠晴若年のため吉晴後見期。(3)元和6年から寛永10年→忠晴成人、自身の活動が見られる。この(1)から(3)の時期にかかわる重臣は堀尾親族が大半を占めています。

このような堀尾系重臣の大きな存在は「堀尾の御家騒動」と言われる事件の要因とも思えるとのことですが、この事件の発端内容自体が明快な事象ではなく、伝聞等が多いのが現状です。今回の収集文書の分析の中で先生は「元和6年3月11日付の細川忠利書状」を提示され、この中に堀尾吉晴が「内之者」である家臣の不屈きを幕府に言上し、時の将軍秀忠が流罪を指示したことで、忠晴が感謝の意を述べるため江戸へ下ってくるとの文書を紹介されました。さらに、同じ6年7月9日の金地院崇伝の日記に堀尾河内が流罪になり、河内の養子求之助も同罪となったので、求之助の伯父が免罪を求めていると記述した史料も取り上げられました。

この御家騒動は吉晴の娘婿堀尾河内守が、我が子勘解由を忠晴の代わりに当主に据えようと企てた事件とされていますが、先生はこの事件に疑問を呈されました。

慶長13年には勘解由が京都で死去していることが『堀尾古記』に「慶長十三年戌申一堀尾勘解由果ハ極月五日京ニテ」とあり、また『春光院三時回向』にも「桂岩院殿祥雲世瑞大居士慶長十三年十二月五日」と記録され、勘解由は事変発覚とされる元和6年以前にすでに死去しています。そして、堀尾河内守が元和6年には生存している事実と、元和3年に忠晴とともに富田八幡宮の願主として棟札が存在するなどの史料を示され、河内守の生存と勘解由の死の時期を考えると、伝承通りに騒動が起きたとは考えにくく、細川忠利の書状・金地

院の日記の記述は、国元において何らかの重臣が絡む事件が発生したことを示す事象であり、その中で重臣堀尾河内が『堀尾古記』に記録される元和五年条に「一、九月二河内ヲ隠岐へ被遣」の処罰記述になり、これを将軍秀忠が指示したものなのではないか話されました。

この元和5年から6年にわたる重臣処罰問題は、それまで親族重臣中心でおこなわれていた支配体制の転換をはかる当主吉晴の主体的関わりを示し、その契機になったのではないかと説明されました。

講義のすべての根拠は文書・史料の基本資料を基に話され、堀尾氏研究について貴重な前進となった講義でした。